

役職員退職金規程

(目的)

第1条 この規定は、非在籍専従役員（以下単に「役員」という。）および書記の退職金の支給について必要なことを定める。

(退職金の支給)

第2条 役員および書記が、退任または退職したときは、その者（死亡による退任または退職の場合はその遺族）に退職金を支給する。ただし、役員が退任してひきつづき書記となり、また書記が退任してひきつづき役員となる場合には、退職金は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 前条に規定する遺族の範囲及び退職金を受ける順位は、福島県職員の退職手当に関する条例の定めを準用する。

(退職金の額)

第4条 役員及び書記の退職金は、退職の日における賃金月額に勤続期間に対する支給率を乗じて得た基本額に、第7条に定める調整額を加えて得た額とする。

ただし、調整額は、第5条第2号に定める勤続10年未満の自己都合による退職、第9条に定める支給制限を適用される退職には支給しない。

(退職金支給率)

第5条 勤続期間に対する支給率（月数）は、この規程に特別の定めのある場合を除き、次の各号（別表1）による。ただし、その額は賃金月額の49.59月分を限度とする。

- (1) 役員が退任する場合および、書記が定年、定年に準ずる退職、早期退職割増の対象となる退職、雇用期間満了による退職、傷病、通勤災害、死亡、労働災害による退職でかつ25年以上勤続して退職する場合は、1年以上10年以下150/100、11年以上25年以下165/100、26年以上34年以下180/100、35年以上は1年につき105/100とする。
- (2) 前号の理由による11年未満および25年未満の勤続で退職した場合、または自己都合による退職の場合は、それぞれに福島県職員の退職手当に関する条例を準用し支給率を算出する。

(在任期間および勤務期間の計算)

第6条 役員の在任期間および書記の勤務期間の計算は、次の各号による。

- (1) 役員または書記となった日の属する月から、退任ま

たは退職した日の属する月までの月数による。

- (2) 前号によって計算した期間に、1年未満の月数がある場合は、6月以上の月数はこれを1年とし、6月未満の月数は切り捨てる。ただし、役員の退任および書記の死亡による退職の場合については、これを1年とする。

- (3) 役員を退任してひきつづき書記となり、または書記を退職してひきつづき役員となった期間を持つものの計算は第1号の月数はいずれか一方の月数とし、役員または書記、それぞれの期間ごとに年数を計算し、その端数月は合算して、いずれかの期間に算入する。

(退職金の調整額)

第7条 役員および書記の退職金の調整額は、その者の調整額期間の初日の属する月から、その者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに、その者が属していた級に応じ当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- | | | |
|-----|----|----------|
| (1) | 6級 | 33, 350円 |
| (2) | 5級 | 25, 000円 |
| (3) | 4級 | 20, 850円 |
| (4) | 3級 | 16, 700円 |

(調整額期間)

第8条 調整額期間とは、勤続期間のうち、その者の退職する日の属する月の末日を起算日として、5年前までの期間をいう。

- 2 勤務期間の中に休職、停職、育児休業等により勤務しない期間がある場合、福島県に準じた算定方法により調整額期間から除算する。

(退職金の支給制限)

第9条 役員および書記が、その者の責に帰すべき事由によって組織活動に大きな影響を及ぼして退任または退職するときは、中央執行委員会が決定する額を退職金とする。

(期間計算の特例)

第10条 休職した期間の計算は、福島県職員の例に準じて、中央執行委員会が定める。ただし、役員の任期中は10割とする。

(定年前早期退職者に対する特例)

第11条 勤続年数が25年以上であり、かつ定年年齢から10年を減じた年齢以上の書記が退職する場合は、算定基礎となる賃金月額に、定年年齢と退職する日の年齢との差に相当する年数1年につき2%ずつ加算できる。

附則

第12条 この規程に定めのない事項については、中央執行委員会がこれを定める。

第13条 この規程の改廃は、大会または中央委員会の議を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、1958年8月1日より実施する。
- 2 この規程は、1974年10月13日より施行する。
- 3 この規程は、1981年10月3日より施行する。
- 4 この規程は、1982年10月8日より施行する。
- 5 この規程は、2010年2月12日より施行する。
- 6 この規程は、2010年4月1日より施行する。経過措置については福島県職員の例に準じて措置する。
- 7 この規程による改正後の第5条の改正は、2013年4月1日から施行する。ただし、経過措置として、2013年4月1日から2014年6月30日に役員が退職する場合、および書記が定年、定年に準ずる退職、早期退職割増の対象となる退職、雇用期間満了による退職、傷病、通勤災害、死亡、労働災害による退職でかつ25年以上勤務して退職する場合は、2013年4月1日から11月30日まで、同年12月1日から2014年6月30日までの間においては、それぞれ別表に定める支給率を適用する。